

(仮称) 葛尾・風越風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 3 月

麓山風力合同会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 3 年 1 月 29 日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和 3 年 1 月 29 日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※令和 3 年 2 月 13 日（土）～2 月 15 日（月）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報なみえ（別紙 2 参照）
- ・広報かわまた（別紙 3 参照）
- ・広報にほんまつ（別紙 4 参照）
- ・たむら市政だより（別紙 5 参照）
- ・広報かつらお（別紙 6 参照）

③インターネットによるお知らせ

令和 3 年 1 月 29 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙 7 参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-46.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 10 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- ・ 浪江町役場産業振興課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
- ・ 葛尾村役場
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
- ・ 恵下越集会所
福島県田村郡三春町恵下越
- ・ 船引公民館
田村市船引町船引字南元町 28 番地
- ・ 二本松市役所市民部生活環境課
福島県二本松市金色 403 番地 1
- ・ 二本松市役所東和支所
福島県二本松市針道字蔵下 22
- ・ 二本松市役所岩代支所
福島県二本松市小浜字北月山 27
- ・ 川俣町役場企画財政課
福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
- ・ とんやの郷
福島県伊達郡川俣町山木屋字日向 40-1

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 麓山風力合同会社 ホームページ（別紙 8,9 参照）
<http://hayamawind.jp/>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 1 月 29 日（金）から令和 3 年 3 月 1 日（月）まで
（土・日曜日、祝祭日及び閉庁日を除く。）

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 2 名であった。

（内訳）福島県庁 1 名

葛尾村役場 1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1~8 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和3年2月13日（土）10時から11時まで
- ・ 開催場所：山木屋公民館
(福島県川俣町山木屋字小塚五番地の八)
- ・ 来場者数：0名

- ・ 開催日時：令和3年2月13日（土）14時から15時まで
- ・ 開催場所：二本松市役所岩代支所
(福島県二本松市小浜字北月山二十七番地)
- ・ 来場者数：4名

- ・ 開催日時：令和3年2月13日（土）17時から18時まで
- ・ 開催場所：船引公民館
(福島県田村市船引町船引字南元町二十八番地)
- ・ 来場者数：1名

- ・ 開催日時：令和3年2月14日（日）10時から11時まで
- ・ 開催場所：下葛尾集会所
(福島県葛尾村大字葛尾字北平九番地)
- ・ 来場者数：2名

- ・ 開催日時：令和3年2月15日（月）14時から15時まで
- ・ 開催場所：浪江町役場
(福島県浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二)
- ・ 来場者数：1名

- ・ 開催日時：令和3年2月15日（月）17時から18時まで
- ・ 開催場所：葛尾村役場
(福島県双葉郡葛尾村落合字落合十六)
- ・ 来場者数：3名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②麓山風力合同会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計2名の方から、2通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は3件であり、その内訳は以下の通り。

提出者（名）	意見書数（通）	意見数（件）
1	1	1
1	1	2
合計 2 名	合計 2 通	合計 3 件

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県福島市栄町在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業計画については、計画段階配慮書に対する意見において、阿武隈山地北部の名山を対象としたことから、それらを除外することを求め、加わえて、他事業との累積的影響の深刻さを指摘いたしましたが、この度の方法書にて大幅な見直しが行われたことは多いに評価いたします。他方、事業区域として絞り込みを実施されました区域につきましては、「(仮称) 中ノ森山風力発電事業」計画地と重複しており、且つ、県立公園「日山」東尾根で葛尾村、浪江町津島地区の景観形成上も重要な地域であります。特に帰還困難区域である津島地区の住民にとっては、ふるさとの代表的な景観であり、避難を強いられる中、満足な情報提供も受けられない中での計画の推進は背信行為に等しいものであり、あらゆる手段を用いた情報提供と意見聴取が不可欠と思われます。加えて、浪江町側は国有保安林であり、森林保全は最優先されるべき地域です。以上の状況を踏まえ、本事業については、阿武隈山地の他事業者との調整や協業を積極的に検討し、乱開発の防止に努めることを改めて切望する。	避難されている方への意見聴取の機会を設け、その意見内容も本事業計画に反映してまいります。また、ご指摘のとおり、周辺他事業者と調整し、環境へも十分に配慮した事業としてまいります。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

福島県双葉郡葛尾村在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	影響評価方法書の文献調査であるが、不十分であると思う。(現時点古い、当地域としていかなものか、文献として確立されていないなど多々あり)	文献につきましては、方法書を作成する段階での最新の文献を基に調査していますが、更新されていない古い文献も活用し、幅広く資料を収集しています。
3	当地域に見合った詳細な調査が必要。例えば、気流、地下水、地震等 また、渡り鳥・ミツバチ等はどうなるの？	現地での調査につきましては、経済産業省が定めている「発電所に係る環境影響評価の手引き」に基づき、1年以上の詳細な調査を実施してまいります。調査の具体的な内容につきましては、方法書の第6章に記載していますが、この内容につきまして、今後、福島県環境影響評価審査会や経済産業省環境審査顧問会等の学識経験者の方々の審査による意見を反映した上で調査を開始いたします。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（令和 3 年 1 月 29 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）葛尾・風越風力発電事業
環境影響評価方法を概観し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 麓山風力合同会社

代表者の氏名

代表社員 株式会社エルコジャパン エナジー 取締役執行役員 斎藤 裕
代表社員 ぶくねつと合同会社 職務執行者 大谷 明
主たる事務所の所在地 福島県福島市栄町一番三十五号
キャピタルフロント 二〇三三

二、対象事業の名称 （仮称）葛尾・風越風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力：最大二万五千キロワット
基数：最大五基

三、対象事業実施区域 福島県葛尾村、浪江町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福島県葛尾村、浪江町、二本松市、川俣町、田村市
役場、恵下駐集会所、浪江町役場産業振興課、二本松市役所
市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所
岩代支所、川俣町役場企画財政課とんやの郷、船引公民館
※いずれも、土日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://havanawind.jp/>

期間 令和三年一月二十九日（金）から令和三年三月一日（月）まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おられます意見書箱にご投函くださるか、令和三年三月十五日
（日）までに問い合せ先へご連絡ください。（当日消印有効。）

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、山本農公民館（川俣町山本農子小塚五番地の八）
一月十三日（土）時～十一時

二、二本松市役所岩代支所（二本松市小浜字北月山二十七番地）
二月十三日（土）十四時～十五時

三、船引公民館（田村市船引町船引字南元町二十八番地）
二月十三日（土）十七時～十八時

四、下葛尾集会所（葛尾村大字葛尾字北平九番地）
二月十四日（日）十時～十一時

五、浪江町役場（浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二）
二月十五日（月）十四時～十五時

六、葛尾村役場（福島県双葉郡葛尾村落合字落合上八）
二月十五日（月）十七時～十八時

八、問い合せ先 麓山風力合同会社 〒九六〇・八〇三三
福島県福島市栄町一番三十五号キャピタルフロント 二〇三三
電話 〇九〇・九五二・九四〇〇（担当：河野 泰）

○広報誌による「お知らせ」

(広報なみえ 1月号)

通信費は対象外となります。 補助金額 工事に要した経費の総額 2万2,000円が上限 注意事項 工事費の年度をまたぐ分割 払いには対応できません。 申請方法 申請書に必要書類を添えて、 郵送または情報統計係まで 持参してください。	申請 ④企画財政課情報統計係 TEL 0240(34)0241	がんばる浪江町！ プレミアム付商品券 取扱店が追加になりました。 (食事・宴会) ひるバル(BAR) TEL 0240(34)3029 手料理 山里 TEL 0240(23)4445 間 産業振興課商工労働係 TEL 0240(34)0247	捕獲された鳥獣 絶対に放さないで 捕獲されたイノシシなどの 鳥獣を、わなを操作して逃が す事例が頻発に発生していま す。 捕獲された鳥獣を許可なく	放す行為や、わななどを頻す 行為は、法律で禁止されてい ます。絶対に行わないでくだ さい。 関係林水産課農林水産係 TEL 0240(34)0246	奨学金の返還を 支援 支援条件 次の全てに該当する人 ・県が定める産業分野で、県 内に所在する事業所に就職 ・5年以上、当該事業所に就 業 ・県内に定住(予定可) 募集期限・人数 2月10日(木) 40人 補助金額 15.3万円(上限) 申請 福島県商工労働部雇用 労働課 TEL 024(521)7290	環境影響評価方法書 の縦覧および説明会 の開催 新山風力合同会社が、浪江 町および葛尾村において計画 している風力発電事業に係る 環境影響評価方法書を縦覧し ます。	また、住民説明会を実施し ます。 縦覧期間 (仮称)葛尾・風越風力発電 事業 環境影響評価方法書 縦覧場所 浪江町役場本庁舎3階 産業振興課 縦覧期間 1月29日(金)～3月1日(日) 意見書 3月15日(月)までに、縦覧場 所に提出付けの意見書に、 氏名・住所および意見を記 入の上、意見書箱に投函す るか、問合せ先に郵送して ください。 ■住民説明会 日時 2月15日(日) 14時～ 場所 浪江町役場本庁舎3階 301会議室 申請 新山風力合同会社 担当 河野 TEL 024(521)9187	合同就職面接会が 開催 福島県就職促進支援協議 会では、求職者を対象に合同 就職面接会(無料)を開催し ます。詳しくは同協議会ホー	ムベイトムベイト https://kuso mbeito.com/で確認してくだ さい。 申請 福島県広域雇用促進支援 協議会福島総務窓口 TEL 024(524)2121	浪江町内の 水質検査結果 町は、水道水の水質検査 (水質基準9項目(浄水2を、 小野田・谷津田・大堀・葛野 取水場において、毎月実施し ています。 11月の検査結果(採水日:日 10日)は全て「飲料水の 基準に適合」でした。 詳しくは町ホームページ (https://www.town.namie-j Fukushima.jp/school 272727.html)をご覧ください。	井戸水・沢水などの 飲用水の確保 町では、避難指示解除に伴 い町内に帰還し居住する人 で、震災以前に使っていた井 戸水や沢水が枯れてしまっ た、または、放射性物質の混 入による不安があるなどの理	由で困っている人を対象に井 戸の掘削を行います。 なお、上水道を使用してい た人は対象外です。 対象地区 避難指示解除区域、福島県 郡区域の特定復興再生拠点 区域(安原地区・太倉地 区・津島地区)。 申請 住宅水道課上水道係 TEL 0240(34)0234	給食食材の 放射性物質測定結果 町は、なみえ創成小学校、 中学校(浪江)におけるこども 園に通学・通園する子供たち に、安全・安心な給食を提 供するため、同の出荷制限や出 取制限の対象外である食材を 使用するとともに、給食食材 で主要な品目の放射性物質を 測定しています。 11月の測定結果は全て「不 検出」でした。 詳しくは町ホームページ (https://www.town.namie-j Fukushima.jp/school (272828.html)をご覧ください。 申請 教育委員会事務局学校教育 係 TEL 0240(34)5710
--	--	--	--	---	--	---	---	--	---	---	--	--	---

○広報誌による「お知らせ」

(広報かわまた 2月号)



町からみなさんへの大切なお知らせです。



「環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について」

広報かわまた PR

鶴山風力合同会社が、葛尾村及び浪江町において計画している（仮称）葛尾・風越風力発電事業に係る環境影響評価方法書を次のとおり縦覧します。

- 縦覧書類 （仮称）葛尾・風越風力発電事業 環境影響評価方法書
- 川俣町内での縦覧場所 川俣町役場本庁舎、とんやの郷
- 縦覧期間 令和3年1月29日(金)～3月1日(月)
- 意見書 令和3年3月15日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。
- 川俣町内での住民説明会の開催日時及び場所
令和3年2月13日(土)午前10時から午前11時 山木屋公民館
- 本件のお問い合わせ先 〒960-8031 福島市栄町1番35号 キャピタルフロント1303
鶴山風力合同会社担当：秦（電話番号：090-9529-9400）

※広報は広報主の責任により掲載しています。詳細は広報主までお問い合わせください。

女性のミカタ健康サポートコール 専用コール 024-535-5615

福島県は女性の身体や性に関する悩み・不安に幅広く対応しています。（平日午前9時～午後5時、相談無料）

マイナポイントの予約・申込みについて

☎ 町民税務課 町民係（内線1305）

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した方を対象に、キャッシュレス決済サービスでお金をチャージ、または買い物をする、その金額の25%のポイントがもらえます（上限5,000円）。パソコンまたはスマートフォンからマイナポイントの専用サイトにアクセスして予約をすることができます（詳しくは広報かわまた7月号をご確認ください）。パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、または、スマートフォンが対応機種でない場合は、役場窓口（町民係2番窓口）でも、マイナポイントの予約・申込み手続きが可能です。役場で申し込みを行う際は、必ず電話にて、事前に予約するようお願いいたします。

- 令和3年9月まで、マイナポイントの取得が延長されました。令和3年3月までに、申込された方に限りますので、お早めに申し込んでください。
- 無料のフリーダイヤルで、マイナポイント予約・申込みの操作に関する住民向け問合せができますので、ご利用ください。（TEL 0120-95-0178）

東京2020オリンピック聖火リレートーチ展示

☎ 川俣町体育館（TEL 565-3931）

- 日時 2月25日(木)～3月5日(火)※開庁時間中のみ
- 場所 川俣町役場1階ロビー

税理士記念日『確定申告及び税の無料相談会』

☎ 町民税務課 税務係（内線1302）

（福島会場）※相談のみ（完全予約制、相談時間30分）

- 日時 令和3年2月23日(火)
- 場所 MAX ふくしま A.O.Z（アオウゼ）4階
- 申込 令和3年2月8日(月)午前9時30分より（平日の午前9時30分より午後4時30分まで受付）
電話番号 050-2018-1151

（福島税務相談所）※電話相談のみ（予約なし）

- 日時 令和3年2月15日(月)から3月10日(火)
- ※土・日・祝日を除く午前9時30分より午後4時
- 電話番号 024-534-3907（最終受付午後3時30分）
- 相談内容 所得税・相続税・贈与税など
- その他 新型コロナウイルス感染状況により開催中止を含め変更となる場合があります。
- 主催 東北税理士会福島支部（福島市森合町14番29号）<http://www.business1.plala.or.jp/fkzeiri/>

新規卒卒者奨励金について

☎ 産業課 商工交流係（内線1505）

令和2年春に学校を卒業し、町内の事業所に正社員として就職した場合は、新規卒卒者奨励金（5万円）に該当します。交付を受けるためには、卒業後1年以内に申請する必要がありますので、該当する場合は担当までお問い合わせください。

例）令和2年3月1日に卒業し、町内の事業所に正社員として就職した方は、令和3年2月28日まで申請が必要です。

- 交付条件 ①川俣町に住民票がある。②卒業後1年以内である。③町内の事業所に正社員として就職し、6か月が経過している。※その他、新婚世帯定住奨励金、Uターン者定住奨励金、結婚祝金等の制度もあります。詳細はお問い合わせください。

○広報誌による「お知らせ」

(広報にほんまつ 1月号)



募集種目	採用資格	受付期間	試験日
陸上自衛隊 高等工科学校	一般 中学卒業(見込含む)で17歳 未満の男子	11/1 ～R 3.1/6	1次: R 3.1/18 2次: R 3.1/31～2/3
自衛隊候補生	陸上・海上・航空 18歳以上33歳未満の男女	随時	受け付け時にお知らせしま す。

問い合わせ・資料請求先…生活環境課・各支所地域振興課または自衛隊福島募集案内所 ☎024(545)7995

自衛官募集



お知らせ

1月10日は「110番」の日

「110番」は、事件事故専用
の緊急電話です。110番
を掛けると、警察本部通信指
令室(福島市)につながります。
警察官がいち早く現場に駆
け付けるため、次のことをお
ねねします。

- ①「何がありましたか？」
- ②「いつのことでしたか？」
- ③「場所」はどこですか？
- ④「現場」が分からない時は、
目の前にある建物・道路
名・電柱番号などを教えて
ください。
- ⑤「怪した人」はいますか？
- ⑥「犯人」は分かりますか？
- ⑦「犯人が逃げた方向」はど
ちらですか？
- ⑧「あなたの名前」は？

ご存知ですか？
☎9110

「110番」は、事件事故の
時のためのものです。
相談や落とし物、免許証に

ついでなどの警察への相談
は、最寄りの警察署や警察相
談ダイヤル☎9110をご利用
ください。

問い合わせ…
二本松警察署地域課
☎231212

その他
(仮称)葛尾・風越風力発
電事業に係る環境影響評
価方法書について
10月から11月にかけて縦覧
を行った(仮称)阿武隈北部風
力発電事業については、事業
の名称を変更し、浪江町およ
び葛尾村の区域に係る環境ア
セスメントの手続きを先行し
て進めることとなりましたの
で、その区域に関する環境影
響評価方法を次のとおり縦
覧し、あわせて住民説明会を
実施します。

縦覧書類
(仮称)葛尾・風越風力発電
事業環境影響評価方法書

縦覧場所
生活環境課(市役所1階)、
右代支所地域振興課、栗相支
所地域振興課
縦覧期間 1月29日(金)～
3月1日(月)
意見書の提出について
3月15日までに住所、氏名
および意見をご記入の上、縦
覧場所の意見書箱へ投函、ま
たは互記問い合わせ先へ郵送
してください。

説明会の開催日時および場所
2月13日(土)午後2時～3時
右代支所
問い合わせ…
〒960・8031
福島県福島市栄町1丁目35
番キヤピタルフロント
錦山風力合同会社(担当:
栗) ☎024(573)9187

スカイピアあたら
臨時休館のお知らせ
施設修繕のための臨時休館と
なります。
休館日 2月3日(水)
～2月26日(金)
※再開は、2月27日を予定し
ていますが、前後する場合
があります。

があります。
問い合わせ…
二本松市振興公社
☎3100
観光課観光立市係
☎5095
Fax ☎8533

市民交流センター
大山忠作美術館
年末年始休館のお知らせ
「市民交流センター」
休館日 12月29日(火)
～1月3日(日)
開館時間の変更
1月4日(月)
全館午後6時まで
「大山忠作美術館」
休館日 12月28日(日)
～1月4日(月)

市民交流センター
休館のお知らせ
休館日 1月18日(月)
問い合わせ…
二本松市市民交流センター
☎241215
Fax ☎241216

二本松市シルバー人材センター入会説明会 1月12日(火) 13:30～14:30
会場 二本松市シルバー人材センター(若宮2-69) ☎(23)5099

○広報誌による「お知らせ」

(たむら市政だより 1月号)

Information

暮らしの情報案内板

防災 郡山地方広域消防組合からのお知らせ

【防火注意を呼びかけます】

住宅火災での急な燃え上がりによる逃げ遅れを防ぐために、防災製品を使用しましょう。

防災製品は通常のものより燃えにくい加工が施されたもので、カーテン、寝具、寝具、衣類などがあります。炎が燃しても燃えにくい、急な燃え上がりを防ぎます。

郡山地方広域消防本部 予防課
☎024-923-8172

郡山地方広域消防組合
イメージキャラクター
火水おれ君



【消防活動に支障をきたす場所】

「消火栓」や「防火水槽」の付近は道路交通法により駐車が禁止されています。消火栓から5m以内の部分、防火水槽の給水口などから5m以内の部分など、火災発生時、駐車車両が障害となり、消火活動に支障をきたす場合があります。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

郡山地方広域消防本部 消防課
☎024-923-8173



防災 文化財防災訓練のお知らせ

文化財防火デーにあわせ、国指定重要文化財の雲山王子神社で防災訓練を行います。

当日は付近で消防車両がサイレンを鳴らしますが、火災と間違わないようご理解とご協力をお願いします。

●訓練日時
1月24日(日) 午前10時30分

●場所
雲山王子神社
(船引町門前学堂山内)

●参加団体
・雲山王子神社本願保存会
・雲山王子神社白雲団
・市消防団船引地区第七分団
・田村消防署
・市教育委員会

郡山地方広域消防本部 消防課
☎81-1215

年金 20歳からの国民年金

日本に住所20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が起きたときや、一家の働き手がなくなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、必要な届出を行わなかったり、保険料の収め忘れがあると、年金が受けられないこともありますので、「あの時にも」と後悔する前に、国民年金の管理をしっかり行いましょう。

郡山地方広域消防本部 消防課
☎82-1112



田村市乳幼児および児童医療費助成事業

田村市乳幼児および児童医療費助成事業が2月1日(月)から全国の医療機関で窓口無料化(領物給付)に変わります。

これに伴い、受給資格証が新しくなりますので1月より順次郵送します。2月1日からは新たな資格証をお使いください。

なお、旧資格証はこども未来課または行政局市民課まで返却してください。

●対象

社会保険加入者
(国民健康保険組合加入者は除く)
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方の、入院・通院(療養院・診療所は除く)

保健福祉課 こども未来課
☎82-1000

受給資格証が
新しくなります！



風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および説明会の開催

陸山風力合同会社が、鳥尾村および渡江町において計画している(仮称)鳥尾・風越風力発電事業に係る環境影響評価方法書を次のとおり縦覧します。

●縦覧書類
(仮称) 鳥尾・風越風力発電事業 環境影響評価方法書

●縦覧場所
船引公民館

●縦覧期間
1月29日(金)～3月1日(月)

●意見書の提出
3月15日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所および意見を記入のうえ、意見書箱に投函または下記問い合わせ先へ郵送。
※当日消滅有効

●住民説明会の開催日時および場所
2月13日(土) 午後5時～午後6時 船引公民館
〒963-8031 福島県米沢市 船引
キャピタルフロントビル
陸山風力合同会社 担当：河野・幸
☎024-573-9187

市民の声を受け付けています

市政に対するご意見・ご要望などを市政に反映するため「市民の声」を受け付けています。

【市ホームページから】
QRコードを利用するか、市ホームページの「市民の声」のバナーをクリック
【お電話から】市民の声専用ダイヤル ☎82-0066



○広報誌による「お知らせ」

(広報かつらお 1月号)

お知らせ

総務課

固定資産税について

固定資産税は1月1日現在で所有している土地・家屋・償却資産に対して課税されます。土地・家屋は法務局の登記情報に基づき課税しています。なお、未登記の家屋については、所有者からの申告により課税情報の変更を行っています。相続・贈与等により未登記家屋の所有権移転を行った方、環境省事業もしくは自分で家屋を解体した方については、各種届による変更・滅失手続きが必要となりますので、総務課税務財政係にご相談ください。

償却資産は村への申告に基づいて課税します。なお、個人の方が10kw以上の太陽光発電設備を設置された場合も償却資産の対象となります。事業用償却資産を所有する方は、令和3年2月1日(月)までに村への申告をお願いします。

税務財政係

0240-29-2111

環境影響評価方法書の概要及び説明会の開催について

葛尾村風力発電事業、浪江町及び葛尾村において計画している「仮作」葛尾・風越風力発電事業に係る環境

影響評価方法書全次のとおり縦覧します。

縦覧書類

(仮作) 葛尾・風越風力発電事業環境影響評価方法書

●葛尾村内での縦覧場所
葛尾村役場本庁舎、恵下越集会所

縦覧期間

令和3年1月29日(金)～3月1日(月)

意見書

令和3年3月15日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見を記入の上、意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご連絡ください。(当日消印有効)

●葛尾村内での住民説明会の開催日時及び場所
令和3年2月14日(日)午前10時から午前11時 下葛尾集会所
令和3年2月15日(月)午後5時から午後6時 葛尾村役場

葛尾風力合同会社

〒960-8031
福島市栄町1番35号
キャピタルフロントビル
担当 河野

024-573-9187
024-573-9187

地域振興課

村営住宅入居者募集

西ノ内集合住宅
・住所 葛尾村大字落合字西ノ内
1丁1
・空き戸数3戸
・入居資格要件
・入居者が平成23年3月11日時点で葛尾村民だった方(一部同居を除く)

・現住に住宅に困窮している方
・住所 三春町恵下越2
・空き戸数 23戸(平屋11戸、2階建て12戸)

地域整備係

0240-29-2113

詳細は地域整備係までお問い合わせください。

有古鳥獣捕獲実績について

葛尾村鳥獣被害対策委員会、今年度も村内の有古鳥獣を捕獲しています。村内におけるイノシシの捕獲状況は次のとおりです。

令和2年度累計捕獲頭数307頭
地域づくり推進係
0240-29-2113

令和2年度放射線モニタリング測定値(葛尾村) No.105

計測地点		R1 12.10	R2 12.10	計測地点		R1 12.10	R2 12.10	計測地点		R1 12.10	R2 12.10
葛尾村K6地点	0.70	0.60	日山登山道入り口	0.19	0.17	夏湯	0.13	調整中	0.13	調整中	0.13
葛尾村立葛尾中学校	0.08	0.09	かげ広谷地バス停付近	0.70	0.58	旧大放銅人ホーム	0.16	調整中	0.16	調整中	0.16
林道広谷地線東側付近	0.21	0.22	百石前バス停	0.18	0.16	葛尾村役場	0.12	調整中	0.11	調整中	0.11
林道東側沿道近傍	1.56	1.41	浜井堀北平塚入り口	0.12	0.12	下葛尾集会所	0.09	調整中	0.09	調整中	0.09
旧岩角集会所敷地内	0.24	0.22	井戸沢バス停	0.16	0.14	上葛尾集会所	0.08	調整中	0.08	調整中	0.08
旧葛尾郵便局前	0.13	0.14	大谷行政区指示板付近	0.13	0.11	上葛尾集会所	0.09	調整中	0.08	調整中	0.08
大放銅多目的集会所	0.21	0.20	木取場入口バス停付近	2.78	2.36	広谷地集会所	0.14	調整中	0.14	調整中	0.14
登川集会所敷地内	0.14	0.13	もりもりランド管理棟前	調整中	調整中	大世集会所	0.10	調整中	0.23	調整中	0.21
国道399号線いづみ橋西詰交差点	0.26	0.21	国道399号東平交差点	0.28	0.17	せせらぎ荘	0.23	調整中	0.23	調整中	0.21
葛尾小学校前	0.12	0.11	国道50号線もりもりランド入り口付近	0.17	0.18	上野川字堤ノくさ付近	0.12	調整中	調整中	調整中	調整中
葛尾幼稚園前	0.10	0.10	県道50号線関下	0.26	0.21	放射線測定結果について					
診療所前	0.17	0.16	岩角・野行行政区域境	0.38	0.31	食品等 検出された項目					

令和3年1月 eかつらお (10)

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

福島県 Fukushima Prefecture

ふくしまから はじめよう
はじめての方へ
Foreign language(English, 中国語, 韓国語)
サイトマップ

文字の大きさ 拡大 標準 色を変えて 白 黒 青

LEARNED BY Google

組織でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 農業・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 分類でさがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境安全計画 > 環境影響評価実施案件 > (仮称) 葛尾・風越風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称) 葛尾・風越風力発電事業

Twitter Facebook 印刷用ページを表示する 掲載日：2020年12月7日更新

更新情報

令和3年1月29日、方法書の縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 葛尾・風越 (旧阿武隈北部) 風力発電事業
事業者	嵯山風力企画会社
事業の種類	風力発電所設置事業
事業の実施区域	双葉郡葛尾村及び浪江町の行政界周辺
事業の規模	出力 最大21,500kW (最大4,300kWの風力発電機を最大5基設置)
関係地域 (市)	二本松市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村
公告日	令和2年10月6日
縦覧期間	令和2年10月6日～令和2年11月6日 電子縦覧 https://fukunet-energy.jp/
意見書提出期間	令和2年10月6日～令和2年11月6日
配慮費	二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、田村市役所財政課、田村市郡総務行政局市民課、田村市常務行政課市民課、田村市美山出張所、田村市瀬川出張所、田村市移住課、川俣町役場企画財政課、川俣町山本屋地区「どんやの郷」、浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、恵下越集会所、飯舘村役場ほっとコーナー、福島県生活環境部環境共生課 (県庁西庁舎8階)
福島県環境影響評価審査会	開催日
知事意見	通知日 令和2年12月2日 本文(PDFファイル/310KB)
公告日	令和3年1月29日
縦覧期間	令和3年1月29日～令和3年3月1日 電子縦覧 http://hayamawind.jp/
意見書提出期間	令和3年1月29日～令和3年3月15日
縦覧場所	葛尾村役場、恵下越集会所、浪江町役場産業振興課、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、どんやの郷、船引公民館、福島県生活環境部環境共生課 (県庁西庁舎8階)
方法費	1 山本屋公民館 2月13日(土) 10時～ 2 二本松市岩代支所 2月13日(土) 14時～ 3 船引公民館 2月13日(土) 17時～ 4 下葛尾集会所 2月14日(日) 10時～ 5 浪江町役場 2月15日(月) 14時～ 6 葛尾村役場 2月15日(月) 17時～
説明会の開催 (予定)	

(麓山風力合同会社 ホームページ)

【(仮称) 葛尾・風越風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について①】



info 2021.01.29

(仮称) 葛尾・風越風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

葛尾村及び浪江町における風力発電事業について、環境影響評価方法書の縦覧および説明会を行います。縦覧では、環境の保全の見地から意見書を提出することができます。

■事業者 麓山風力合同会社

■事業実施区域 福島県双葉郡葛尾村および浪江町の行政界周辺

■縦覧場所

福島県庁生活環境部環境共生課、葛尾村役場、恵下越集会所、浪江町役場産業振興課、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷、船引公民館

■縦覧期間 2021年1月29日（金）～ 2021年3月1日（月）（土・日・祝日を除く開庁時）

■環境影響評価方法書

・表紙、目次

・第1章

・第2章

・第3章

・第4章

・第5章

・第6章

・第7章

・第8章

・要約書

・資料集

※インターネットでの閲覧は、2021年1月29日（金）午前10時00分～2021年3月1日（金）午後05時00分までの期間中は閲覧が可能です。

※PDFファイルが開けない場合は下記のリンクをご確認ください。

<https://helpx.adobe.com/jp/acrobat/using/display-pdf-in-browser.html>

※本書の著作権は麓山風力合同会社が所有しています。著作権者の承諾を得ないで、複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うと著作権違反になる場合がありますので、ご注意ください。

■意見書の提出について

1) 意見書の記載事項

① 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

② 環境保全の見地からのご意見（日本語にて、ご意見の理由を含めて記載してください）

2) 意見書の送付先（郵送の場合）

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロント1303

麓山風力合同会社（担当：河野、秦）

3) 意見書の提出期限

令和3年3月15日（月）（当日消印有効）

CATEGORY

お知らせ

ARCHIVE

2021年1月

2020年2月

2020年1月

(麓山風力合同会社 ホームページ)

【(仮称) 葛尾・風越風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について②】

4) 注意事項

- ① 環境影響評価法施行規則の規定により、氏名、住所を必ずご記入ください。
 ② ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

[意見記入用紙](#)

■説明会の日時・場所

葛尾村 日時：2月14日（日）午前10時～午後11時 場所：下葛尾集会所
 日時：2月15日（月）午後5時～午後6時 場所：葛尾村役場

浪江町 日時：2月15日（月）午後2時～午後3時 場所：浪江町役場

二本松市 日時：2月13日（土）午後2時～午後3時 場所：岩代支所

川俣町 日時：2月13日（土）午前10時～午前11時 場所：山木屋公民館

田村市 日時：2月13日（土）午後5時～午後6時 場所：船引公民館

■お問い合わせ先

麓山風力合同会社 担当：河野、秦

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロント1303

電話 090-9529-9400

お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く 9:00～17:00

[一覧に戻る](#)


麓山風力
合同会社

〒960-8031 福島県福島市栄町1-35キャピタルフロントビル1303（ふくねっと合同会社内）
 TEL 090-9529-9400

Copyright © 2019 麓山風力合同会社. All rights reserved.

○お知らせ

お 知 ら せ

(仮称) 島尾・風越風力発電事業 環境影響評価方法書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和3年1月29日(金)から令和3年3月1日(月)まで
(土、日、祝祭日及び閉庁日を除く。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 縦覧用紙の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の送付

「(仮称) 島尾・風越風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送ください。

○受付期間：令和3年1月29日(金)から令和3年3月15日(月)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○郵送の場合

宛先：〒960-8031 福島県福島市栄町1番35号 キャピタルフロント1303
麓山風力合同会社 河野 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※方法書は、下記URLでも公表しています。
<https://fukunet-energy.jp/>

5. お問い合わせ先

麓山風力合同会社 河野、秦
電話番号：024-573-9187

以 上

閱覽用紙

二、(10分)

二、姓名

恐れ入りますが、閲覧のみの場合でも、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

※閲覧数確認のため、御協力の程お願い致します。

令和3年 月 日

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.

